

歴史教科書におけるユーゴスラヴィア連邦時代の評価をめぐって

The Evaluation of the Yugoslav Federation in the History Textbooks.

石田 信一

Shinichi ISHIDA

要旨

かつてユーゴスラヴィア連邦を構成していたスロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、モンテネグロの初等・中等学校で使用されている歴史教科書の詳細な分析を通じて、各国で第二次世界大戦後のユーゴスラヴィア連邦時代がどのように描かれ、評価されているのか、その特徴や共通性の解明を試みた。とくに各国で問題意識が共有され、批判的に取り上げられることの多い(一)中央集権と一党支配、(二)共和国境界の画定、(三)諸民族・共和国の平等、(四)ナショナリズムの四項目に焦点を絞って、歴史教科書における記述を比較・分析した。各国の歴史教科書が「国民史」を中心に書き換えられたため、連邦体制そのものに関してには依然として問題意識が共有されているものの、連邦・共和国関係、共和国間関係、民族間関係に関しては、各国の実情を反映した形で、取り上げ方や力点が大きく異なることが判明した。

はじめに

南スラヴ統一国家としてのユーゴスラヴィア連邦が分裂・解体してから約二〇年が経過した。現在では、スロヴェニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、セルビア、モンテネグロ、コソヴォの七か国に分かれ、それぞれ独自の道を歩んでいる。これらの国々では独立後に「国民史」に基づく歴史教科書の刷新が行われ、共同国家としてのユーゴスラヴィア時代の歴史評価も多様化しつつある。各国の歴史家や教育者が国際会議を開催し、歴史評価について意見交換を行う機会も増えているが、細部の修正はともかく、統一的な歴史観を共有することは、もはや現実的ではなくなっている。¹⁾

本稿の目的は、旧ユーゴスラヴィア諸国の歴史教科書において第二次世界大戦後のユーゴスラヴィア連邦時代がどのように描かれ、評価されているのかを分析し、その特徴や共通性を明らかにすることにある。さしあたり、各国で批判的に取り上げられることが多い(一)中央集権と一党支配、(二)共和国境界の画定、(三)諸民族・共和国の平等、(四)ナシヨナリズムの四項目に焦点を絞って、歴史教科書における記述のあり方を取り上げることとしたい。

本稿ではスロヴェニア、クロアチア、セルビア、モンテネグロで現在使用されている殆ど全てのギムナジウム四年生(日本の高校三年生に相当)向け歴史教科書およびボスニア・ヘルツェゴヴィナを加えた五か国で現在使用されている小学校八年生・九年生(日本の中学校二年生に相

当)向けの歴史教科書を分析の対象としている。²⁾ 小学校向け教科書は必ずしも網羅的ではない。なお、ここではボスニア・ヘルツェゴヴィナの教科書は限定的にしか参照しておらず、マケドニアとコソヴォの教科書は対象外としている。

一・中央集権と一党支配

一九四五年三月七日、第二次世界大戦中のバルチザン抵抗運動の指導者であったユーゴスラヴィア共産党(KPJ)のヨシプ・ブロズ・ティトーを首班としてユーゴスラヴィア民主連邦(DFJ)暫定人民政府が発足した。その後の憲法制定議会では人民戦線(NF)を組織した共産党が多数派となり、同年一月二九日、ユーゴスラヴィア連邦人民共和国(FNRJ)の樹立と君主制の廃止を宣言した。こうして戦前のセルビア王朝の下での「第一のユーゴスラヴィア」に代わる「第二のユーゴスラヴィア」が正式に発足した。この連邦国家は、一九六三年の新憲法でユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国(SFRJ)となり、形式的には一九九二年四月にセルビアとモンテネグロからなるユーゴスラヴィア連邦共和国(SRJ)に再編されるまで存続した。

この「第二のユーゴスラヴィア」に関して、各国教科書が最初に批判的に取り上げているのは、この国が形式的には(憲法上は)連邦制をとっていたにもかかわらず、少なくとも初期の段階では実質的に中央集権的で共産党の一党支配あるいはティトーの個人支配がなされていた点で

ある。もとより、ユーゴスラヴィア国外の同時代史的な歴史叙述においては、「スターリン時代のソ連を模倣した四六年憲法や、五カ年計画に現れた経済計画の高度な集中形態」³が少なくとも一九五〇年代まで適用されたこと、その後も「ユーゴ共産主義体制に固有の政治的自由に対する基本的制限」⁴が維持されたことは自明のものとして理解されていた。しかし、ユーゴスラヴィア連邦時代の歴史教科書も初期の「中央集権的・行政的手法」を批判的な視点で見るとはあっても、共産党あるいはテイトーへの権力集中を疑問視することはなかった。前述の通り、現在の各国の歴史教科書における評価は、それとは明らかに異なる。例えば、クロアチアの教科書のうち、プロフィール版には以下の記述がある。

ユーゴスラヴィア憲法はソヴィエト連邦の一九三六年憲法体制モデルを模倣したものであった。しかし、異なる点もあった。最も大きな違いは、共和国の自治にあった。ソヴィエト・モデルはソヴィエト共和国に連邦離脱権や他国と直接的に関係を持つことを認めていた(当然ながら、実際には起こらなかったが)。そのような広範な共和国の権利をユーゴスラヴィア憲法は見込んでいなかった。かくして、一九四六年憲法によって公式に連邦が樹立されたが、実際には強固な中央集権化がなされた。ユーゴスラヴィアの連邦主義は単に宣言しただけのものであった。

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国(FNRJ)の支配的な政治勢力はユーゴスラヴィア共産党であった。党のトップが国家の指導部

と各共和国の指導部をコントロールした。そのため、FNRJでは、ユーゴスラヴィア共産党とテイトーに権力が集中するようになった。共産党政権はFNRJのあらゆるレベルでの意思決定に支配権を及ぼした。低いレベルでは、地域の党委員会が党の決定の単なる執行者と化していた通常の行政権力との関係において支配的地位を得ていた(県・郡・コミューン・地域共同体)。ユーゴスラヴィア共産党の絶対的支配はFNRJにおける社会・政治生活のあらゆる領域で目についた。国家に複数政党制は存在せず、ユーゴスラヴィア共産党が唯一の公認された政治勢力となっていた。FNRJはソヴィエト・モデルに基づいて形成された党国家であったと結論づけることができる。⁵

このほか、アルファ版は「公式の連邦主義と実際の中央集権主義」という見出しを掲げ、「多くの問題は連邦国家と集権化されたユーゴスラヴィア共産党が解決した。最上位の政治・国家機関の全能ぶりが共和国主義を制限したと言える」⁶と述べている。この教科書では、「憲法では自決権は連邦離脱権を含んでいた。しかし、それは形式的なものであった。というのも、あらゆる重要な決定はユーゴスラヴィア共産党が行ったのであり、共和国の分離につながる行為は憲法に反する民族間の憎悪と不和の助長にあたるという原則に基づいて罰せられたからである」⁷とされており、上記プロフィール社版とはニュアンスの異なる記述が見られる。メリディヤニ版は「公式には連邦として編成されたが、ユーゴス

ラヴィアは実際には高度に中央集権化された国家であった。ベオグラードにある国家の中樞が国土における生活全般を監督し、各共和国指導部を彼らの決定の単なる執行者とした。国家の最高権力は専ら一つの政党、共産党によって占有され、彼らの党国家を生み出したのである⁽⁸⁾と述べている。基本的な論調は上記二種類の教科書と変わらない。また、シユコルスカ・クニガ版では、「連邦的諸要素にもかかわらず、一九四六年憲法によってユーゴスラヴィアは最も重要な決定を中央権力―共産党指導部が行う中央集権国家と定義された⁽⁹⁾」と簡潔に記されている。

これらの教科書はいずれも連邦的再編の直後の状況を描いているため、どの時期まで中央集権的であったとみなしているのかは判断が難しい。一九七四年憲法において分権化が進んだことは多くの教科書が認めているところであるが、それによって「連邦の権力は弱体化する一方、ティトの権力は絶対君主のレベルにまで強化された⁽¹⁰⁾」という評価もある(アルファ版)。また、「一九七四年憲法で各共和国は国家性の要素と連邦内部での大きな自主決定権を獲得した。ティトはユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の終身大統領であった。彼は殆ど無制限の実権を持ち、一九八〇年に亡くなるまで支配した⁽¹¹⁾」として、遅い時期ほどティトに権力が集中したことを問題視する記述も多い(メリデイヤニ版)。なかでも、シユコルスカ・クニガ版には、約一頁にわたってティトの「個人崇拜」を批判的に紹介する記述がある(一部省略)。

個人崇拜は共産主義国家に典型的なものだが、人類の歴史を通じ

ての現象として知られている。それは権力者の無批判な崇拜であり、そうした崇拜は共産主義国家ではまさしく義務的であった。

ティトの個人崇拜はすでに戦時中に垣間見ることができると。人民を解放する戦争の指導者として崇拜され、著名な芸術家たち(ヴラディミル・ナゾルなど)がそのご機嫌取りをするような詩を書いた。…戦後も、このような崇拜はさまざまな手法で強固なものとなった。ティトはバルチザンで唯一、三度にわたり人民英雄に叙せられた。五月の彼の誕生日は国民の祝日「青年の日」として祝われた。

ティトの写真はほぼ全ての公共空間にあった。ティトは天才的な人物、「我々の諸民族・諸民族体の最も偉大な子孫」として新聞(後にテレビ)や学校、公的な集會に登場した。生前から各都市に銅像が建てられ、通りの名前になった。各共和国で一つの都市は、彼の名前を冠していた。クロアチアでは、ティトヴァ・コレニツアであった。

もちろん多くの市民はそのような一個人に対する無批判な崇拜や敬意の表明が馬鹿げたものであることを意識していた。しかし、ティトに対するあらゆる不敬行為は逮捕・投獄に繋がる可能性があるった。

荣誉とは別に、ティトにはユーゴスラヴィア大統領として物質的な恩恵もあった。ユーゴスラヴィアじゅうに豪壮な邸宅を持ち(その一つがブリオニ島にある)、「国家」の自動車や飛行機、「ガレブ」

のような豪華な船舶まで持っていた。考えられる最高の医療が施され、彼個人の狩猟場までであった。¹²⁾

一方、セルビアの教科書も、クロアチアの場合と論調は変わらない。

「国家は中央集権化され、ユーゴスラヴィア共産党の全権と『全ての民族・民族体の友愛と統一』という常套句、さらにティトー崇拜に依拠していた」¹³⁾、あるいは「一九四六年憲法で確立された連邦主義は外見上のものにすぎなかった。国家は政治局あるいはティトーという一人の人物を頂点として徹底的に中央集権化されたユーゴスラヴィア共産党が支配したからである」¹⁴⁾、「国家の連邦性、とくに共和国主権が宣言され、憲法では連邦離脱や他国との連合の権利が認められていた。実際には全てがユーゴスラヴィア共産党指導部、とくにティトーの意思しだいであった。こうして国家が憲法ではなく共産党、その意思と組織、そして一人の人物の意思に依存する習慣が確立された」¹⁵⁾、「共産党は国家におけるあらゆる活動を統制した。ジラスをトップにアギトプロブ（アジテーションとプロパガンダ）が形成され、文化・教育政策を統制した。…この時期、ユーゴスラヴィアはソヴィエトの文化政策を模倣した」¹⁶⁾といった記述が続く。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの場合、ボサンスカ・クニガ版には「ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国では自主管理がなされたが、国家は実際には中央集権化されていた。全ての権力はティトーとユーゴスラヴィア共産主義者同盟の手中にあった。国家の中心はベオグラードにあっ

た」¹⁷⁾という記述があり、少なくとも一九六〇年代まで中央集権的特質を維持していたことが指摘されている。ボサンスカ・リエチ版にも「ユーゴスラヴィアの政治機構は中央集権的特質を持っており、それは何よりも国家における全ての政治権力を保持した連邦機関の財政的な豊かさにはあられていた。ベオグラードは首都であり、政治・経済そのほか全ての中心地であった」¹⁸⁾とある。いずれもティトーに関する記述は非常に限られているものの、批判的な記述は全く見られない。

また、モンテネグロの教科書は「多くの場合、ティトーが政治的イニシアチブをとった」と指摘しながら、「彼は政治的現実への十分な感覚をもって明白かつ簡潔に自らの立場を表明した」¹⁹⁾と付け加えるなど、ティトー個人に対して必ずしも批判的ではない。「公然とティトーに関する不謬の人物としての紹介が体系的につくられ、ユーゴスラヴィア共産主義者同盟の役割を肯定するものとなった。そうした圧力はユーゴスラヴィアの一体性を強化する機能も果たした」²⁰⁾という記述もある。

ユーゴスラヴィア連邦初期の中央集権的特質や共産党（共産主義者同盟）の一元独裁の問題に関する評価は今後も変わる可能性は低いが、ティトーの評価はなお流動的であると思われる。

二. 共和国境界の画定

ユーゴスラヴィアを連邦国家として再編するにあたり、共産党の主導で共和国・自治州境界が画定されていくが、各国の教科書にはそうして

得られた領土に対する不満が示されているものもある。とくにクロアチアの教科書はこの点に関する記述が非常に詳しく、クロアチアの領土の歴史の変遷を紹介しつつ、とくにスリイェム地方などの喪失を強調していることが特徴である。例えば、アルファ版には以下の記述がある（一部省略）。

ユーゴスラヴィアの各共和国間の境界は歴史的・民族的原理に基づいて確定された。：過去と現在のクロアチアの諸地方として、以下の地域を割り当てることができる。クロアチアの新旧の国家的伝統と民族構成によってバンのクロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ツレスロシニ、ダルマチア、リエカ、ラストヴォ、スラヴォニア、スリイェムを、民族構成によってバラニヤとイストリアを、現在のクロアチアに行政中心地があったことによってボカ・コトルスカを（ボカ・コトルスカはザダルを中心地とするダルマチアの一部であった）。こうした不統一な尺度によって、クロアチアはスリイェムの大半とボカ・コトルスカを失った。クロアチア自治州やクロアチア独立国の領土と比べて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを失っただけでなく、ネウム回廊がボスニア・ヘルツェゴヴィナに帰属したため、そこでクロアチアは二つの部分に分断された。一方、クロアチアはバラニヤ、イストリア、リエカ、ザダル、ツレス島、ラストヴォ島、ロシニ島、バラグルジャ島を獲得した。：ボスニア・ヘルツェゴヴィナおよびスロヴェニアとの境界を若干修正した

後、一九五六年にクロアチアは自らの境界を最終的に確定した。²¹⁾

セルビアの教科書では、とくにヴォイヴォディナ地方に関して、「ヴォイヴォディナ人民解放中央委員会幹部会の決定により、バラニヤがヴォイヴォディナから切り離されてクロアチアに編入された²²⁾」とある。かつては小学校向けの教科書で「セルビア人が多数派として住んでいたバラニヤはヴォイヴォディナから切り離されて歴史上一度も帰属したことのないクロアチアに編入された²³⁾」と紹介されていたが、これはクロアチア側の「クロアチア人が相対的に多数派であったバラニヤが初めてクロアチア領となった²⁴⁾」という記述や国勢調査のデータ（一九四八年の国勢調査ではクロアチア人三五％、ハンガリー人三二％、セルビア人二一％²⁵⁾）からも不適切であるため、訂正されたものと思われる。このほか、セルビアの教科書は境界画定に関する記述自体が少ないが、その一方で、連邦制のあり方と関連して、セルビアにだけ自治州（ヴォイヴォディナ）・自治区（コソヴォ・メトヒヤ）が設けられ、クロアチアのセルビア人には同じような自治州・自治区が設けられなかったことに対する批判的な記述が見られる。²⁶⁾ この論法に全く説得性がないとは言えないが、クロアチアのセルビア人居住地域、例えばクライナ地方にヴォイヴォディナ同様の歴史的一体性を見出すことは難しいと思われる。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの教科書（ボサンスカ・リエチ版）には、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナはストリナ（ヘルツェグ・ノヴィ周辺の海への出口）をモンテネグロ人民共和国に譲渡した²⁷⁾」という記述があ

り、住民が知らないうちに議会の承認を経ずに行われた行為として非難されている。一方、モンテネグロの教科書には、共和国境界の画定に関する記述は全く無い（両大戦間期の行政区分におけるモンテネグロの位置づけを詳述しているのと対照的である）⁽²⁸⁾。

スロヴェニアの場合、D Z S 版は共和国境界の問題には触れず、ユーゴスラヴィアとオーストリアおよびイタリアとの国境画定に関して四頁を割いているほか、各国に残されたスロヴェニア人マイノリティについても詳しい記述がある⁽²⁹⁾。同じくモドリヤン版も共和国境界の問題には触れず、国際関係の枠組みでトリエステ問題（およびそれに伴うイタリアとの国境画定）に一頁半を費やしているほか、両大戦間期に関する記述の中でコロシユカ（ケルンテン）、シュタイエルスカ（シュタイアーマルク）、プレクムリエ、プリモルスカにおける国境画定およびスロヴェニア人マイノリティ問題に約六頁を、またイタリア、ハンガリー、オーストリアなどにおけるスロヴェニア人マイノリティの現状に約二頁を充てている⁽³⁰⁾。近年、クロアチア・スロヴェニア間で国境および領海問題が顕在化しているが、両国の教科書には、これに関する記述は無い。

三. 諸民族・共和国の平等

ユーゴスラヴィア連邦においては、当初から諸民族の平等が強調されていた。とくに一九七四年憲法では、民族（ナロード）及び民族体（ナロードノスト）⁽³¹⁾の平等に関する条文が随所に見られる⁽³²⁾。「市民は民族帰属

を明らかにする自由、民族の文化を表現する自由、及び自らの言語と文字を用いる自由を保障される。市民はいかなる民族ないし民族体に帰属するかの表明を強制されず、民族ないし民族体の一つへの帰属の選択を強制されない。民族差別の宣伝または実施及び、民族、人種、宗教的憎悪と不寛容の煽動は、違憲であり処罰される」という一七〇条を基本としつつ、「民族体に帰属する者は（中略）自らの言語と文字を用いる権利を有する。ユーゴスラヴィアの民族及び民族体に帰属する者は（中略）全ての共和国及び自治州の領域において、自らの言語で教育を受ける権利を持つ」（二七一条）、「ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国においては、諸民族と諸民族体は平等である」（二四五条）、「ユーゴスラヴィアの領域内においては、民族及び民族体の言語と文字は平等である。（中略）特定の民族体の居住する地域においては、民族と民族体の言語と文字の公的な使用に際しての平等が実現される」（二四六条）、「自らの民族性と文化を表現する自由を実現するため、全ての民族体に対して、自らの言語を自由に使い、自らの文化を発展させまたそのための組織を設立し、その他憲法により定められた諸権利を享受する権利が保障される」（二四七条）ことが明記されている。

しかし、こうした諸民族の平等に関しても、現在の教科書では批判的な記述が少なくない。例えば、クロアチアの教科書（プロフィール版）はクロアチア人とセルビア人の関係について、以下のように描いている。

共産党は共同国家の基礎としてユーゴスラヴィア諸民族の平等を

強調した。それは、しばしば用いられる「友愛と統一」というスロ
ーガンで示された。しかし、そうした主張は専ら宣伝的特徴を持ち、
実情を表現するものではなかった。∴第二次世界大戦の経験はク
ロアチア人民共和国、とくに民族混住地域におけるクロアチア人と
セルビア人の関係を悪化させた。そのため、民族主義的な暴挙は厳
しく罰せられ、クロアチア人・セルビア人関係という主題を公の場
に持ち出すことは許されなかった。そうした手法は一時的に民族感
情の表明を抑制したが、長期的なフラストレーションをもたらし、
クロアチア共産党のセルビア人（とくに下級の指導者層）はこうし
た状況を利用してクロアチア民族にウスタシャの抵当権を押し付け
た。それは、クロアチアのセルビア人に特権的地位を与える道を開
いた。それはクロアチア人民共和国の党および軍の組織におけるセ
ルビア人の優越によく表れていた。³⁶

また、クロアチアの別の教科書（メリディヤニ版）は、以下のように
セルビア人を批判する形でこの問題を取り上げている。

第一のユーゴスラヴィアと同様に、クロアチア地域における国家
の業務ではセルビア人が有利な立場にあった。その理由は彼らがパ
ルチザン運動およびユーゴスラヴィア共産党に多数参加したこと、
国家の中央集権的な支配を好んだこと、クロアチア人よりもユーゴ
スラヴィア志向が強かったことにある。そのほか、ボスニア・ヘル

ツェゴヴィナとクロアチアにおいてセルビア人が過剰に代表されて
いたことに触れなければならない。ベオグラードは同時にユーゴス
ラヴィアとセルビアの中心地であったから、何故セルビア人がユー
ゴスラヴィアの中央集権的な支配を好んだのかを考えるにあたつ
て、それを視野に入れる必要がある。同時に、クロアチア人の愛国
心の最小限の徴候さえもナシヨナリズムとして処断され、厳しく罰
せられた。³⁷

この教科書は、ユーゴスラヴィア人民軍における連隊長等司令官の民
族構成（セルビア人六七％、クロアチア人一八％、その他一五％）を挙
げつつ、セルビア人が「軍隊、警察、国家行政を通じて国家を支配して
いた」と論じている。なお、同じ教科書は戦後まもなくの農地改革お
よび入植活動に関しても、「入植の結果として、主としてセルビア人とモ
ンテネグロ人を利する形で住民の民族構成が大きく変わった」と、民族
問題の観点から批判的に取り上げている。この点では、プロフィル版の
教科書にも「農地改革および入植活動は、とくにスラヴォニア、スリイ
ェム、バラニャ地方で民族構成の変化をもたらした。これらの地方への
入植者の多くがリカ、北ダルマチア、コルドウン、ゴルスキコタル出身
のセルビア人だったからである」という記述がある。³⁸

一方、セルビアの教科書は、クロアチアの教科書とは異なり、戦後ま
もなくの時期に生じた民族間関係の諸問題をあえて取り上げていないよ
うに見える。もつとも、コソヴォのアルバニア人問題に関しては、ティ

トーの対応の甘さを含めて一貫して厳しい見解を示しつつ、一九七四年憲法によってセルビア共和国に帰属する自治州の権限が拡大して「国家的要素」が備わったことを批判している。これは、むしろ後述するナシヨナリズムの問題と深く関わるものである。ここでは、一九八一年に再燃したコンヴォ問題に際して、「アルバニア人の政治エリートはすでにコンヴォを独立して統治していた。セルビア人に対する抑圧が続けられた」といった記述が見られる。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナの教科書(ボサンスカ・リエチ版)は、諸民族の平等という観点から二つの問題を提起している。一つは「ムスリム人」の固有の民族としての承認に関するもの、もう一つは連邦におけるボスニア・ヘルツェゴヴィナの地位に関するものである。とくに後者では民族間関係よりも共和国間関係に重点が置かれ、ユーゴスラヴィアの鉱工業の中心地でありながら「その政治的地位は他の共和国に対して平等には程遠いものであった」こと、一九七〇年代に入っても「平等への願望が示されていた」ことが挙げられている。全般的に民族間関係に関する記述は少ないが、この教科書はサラエヴォなど民族混住地域で使用されているものであり、同じボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア人地域(セルビア人共和国)やクロアチア人地域の教科書とは論調が異なる。一方、ボサンスカ・クニガ版には「一九七〇年代に」ボスニア人(ボシュニャク)の民族性が「ムスリム人」という宗教的名称で承認された」という記述が見られる程度である。

なお、スロヴェニアとクロアチアの教科書には、経済先進地域である

両共和国がモンテネグロやマケドニアなどの後進地域への財政的援助を義務づけられ、自らの経済発展が阻害されたことを批判的に記述するものも多い。一方、モンテネグロやボスニア・ヘルツェゴヴィナの教科書は、そうした事実に触れることなく、自らの共和国の戦後の経済発展について強調する傾向がある。

四・ナシヨナリズムの抑圧

一九六〇年代後半から七〇年代初頭にかけて、各共和国・自治州の権限が強化されるとともに、政治的・思想的な意味での自由化が進んだ。この時期は同時にナシヨナリズムの高揚期でもあった。コンヴォ自治州におけるアルバニア人の運動、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける「ムスリム人」の運動、クロアチアにおける運動(いわゆる「クロアチアの春」)などが続いた。ティトーは分権化を進めながらも、これらの急進的・分離主義的ナシヨナリズムには厳しい対処でのぞみ、例えば「クロアチアの春」に際しては運動の指導者の逮捕・投獄だけでなく、クロアチア共産主義者同盟指導部の更迭・党籍剥奪まで行った。その一方で、一九七四年に分権化を徹底させた憲法改正を行い、各共和国・自治州の不満を抑えた。

クロアチアの教科書は、当然ながら「クロアチアの春」を中心に、この時期のナシヨナリズムの問題を取り上げている。その論点は、一九六七年の「クロアチア文語の名称と地位に関する宣言」をめぐる問題と一

九七〇年から七一年にかけて多くの知識人やクロアチア共産主義者同盟指導部を巻き込んだ大衆運動をめぐる問題に二分される。まず、言語問題に関するプロフィール版の記述は以下の通りである（一部省略）。

一九五四年一二月にノヴィ・サド合意が結ばれた。…この合意によってクロアチア人とセルビア人はイイエ（西部ないしクロアチア）方言とエ（東部ないしセルビア）方言という二つの口語体を持つ一つの言語（クロアチア・セルビア語またはセルビア・クロアチア語）を話すものとされた。二つの口語体は平等であると宣言された。…実際にはセルビアの口語体が有利であった。そのことは、とくにエ方言が義務であったユーゴスラヴィア人民軍では明白であった。エ方言の口語体が連邦機関や党组织その他の公的文書においても支配的であった。

クロアチアの言語学者と文学者は当然ながら共通語の仮面の下にまさしくユーゴスラヴィアの言語的セルビア化の試みが隠れていることに気づいた。彼らはノヴィ・サド合意によってクロアチア文語が抑圧され、クロアチアに対する言語的侵略行為が行われていると論じた。クロアチアの言語的・民族的独自性を守るための最初の重要な表明は一九六七年三月一七日にあらわれた。クロアチア協会（マティツァ）とクロアチア文学者協会が「クロアチア文語の名称と地位に関する宣言」を公表したのである。…この文書では、国家機関を通じて特別な国家語、要するにセルビア語が押し付けられ、ク

ロアチア語が不平等な地位に置かれていることが力説されている。この「宣言」は人民解放闘争で実現したクロアチア民族の主権を強調し、それに基づいて、クロアチア民族の公式名称（クロアチア文語）を尊重すべきことを求めた。

「宣言」発表後、その署名者たちは公的に非難を受けた。…「宣言」の発起人と署名者に対して、党による査問と懲罰が科された。政権側の苛烈な対応にもかかわらず、「宣言」はクロアチアにおける広範な民族運動を引き起こすこととなった。⁽¹⁶⁾

この教科書は、クロアチア共産主義者同盟指導部による経済的分権化要求や、より過激な学生運動の高まりについても詳述している。そこで「運動は三つの拠点を持っていた。クロアチア党指導部のリベラル派（ダブチエヴィチ・クチャル、トリパロほか）、クロアチアの文化・学術団体（クロアチア協会が主導）、そしてクロアチア志向の学生青年層である」⁽¹⁷⁾とされる。続いて、大衆運動化してからの事態の推移については、以下のように述べている。

一九七一年六月三〇日に連邦議会は憲法修正条項を採択し、ユーゴスラヴィア連邦の改革を法制化した。これらは全てクロアチアからの要求でもあった。…この憲法修正条項が審議されている時期、クロアチアでは民族運動の波が広がり、さらに大衆化してクロアチア社会の全階層を巻き込むようになり、「クロアチアの春」と呼ばれ

た。憲法修正条項の採択はまさしくティトーが連邦改革をさらに押し進める用意があることを示すものと見て取ったクロアチア指導部はさらに要求を強めていった。：国家の憲法体制に新たな国家連合的要素を導入することが求められた。最終的に、それはユーゴスラヴィアの枠内でクロアチア国家の樹立を可能にするものであった。

この時点でティトーは決断を変えた。この変化は幾つかの理由から生じた。まず、一九七一年憲法修正条項の主たる起案者であるカルデリが連邦改革は十分な段階まで達したと考えていたこと。連邦機関、とくにユーゴスラヴィア人民軍の抵抗が強まったこと。後進的なユーゴスラヴィアの共和国（マケドニアとボスニア・ヘルツェゴヴィナ）がクロアチアの求めた後進地域向け基金の廃止に反対したこと。また、ソ連がこれ以上クロアチア民族運動を許容すればユーゴスラヴィアの党と国家は解体するとティトーに警告したこと。クロアチア指導部のバカリチらは自らの立場を変え、運動の指導者への支持を撤回した。ティトー自身、ダブチェヴィチ・クチャルやトリパロは共産党の支配的地位を揺るがしかねない過大な要求を行っている」と評価した。それに基づいてクロアチア指導部のリベラル派の更迭が決定された。：多くの人々が裁判で禁固刑となり、公的生活での活動を長らく禁じられた。

ティトーによるクロアチア民族運動の清算はスターリン主義と同じ形であった。民主化や連邦改革の要求が既存の社会体制、すなわち共産党の権力を危うくすると評価した瞬間に、転換を決断したの

である。¹⁸⁾

この「クロアチアの春」に関して、セルビアの教科書には以下の記述がある。クロアチアの論調とは全く異なることがわかる。

クロアチアでは一九七一年にクロアチア民族主義（マスボク・大衆運動）の高揚が見られた。クロアチアはユーゴスラヴィアで危険に曝され、セルビアが経済的に利益を得ていると主張し、クロアチアの自立を要求した。：クロアチア民族主義の政策綱領では、ユーゴスラヴィアはクロアチアにとって牢獄であると主張され、クロアチア語の迫害と絶えず繰り返されるクロアチア経済の略奪というテーゼが語られた。クロアチア国家を強化し、自立させ、そこでクロアチア人が唯一の主権者となるべきことが主張された。さらに、国民軍や経済的自立、国家の東側部分との断交が求められ、クロアチアの分離と国連加盟までも要求された。：クロアチア指導部は辞任したが、大衆運動の理念は生き続け、一九七四年憲法でかなりの程度具体化されることになった。¹⁹⁾

セルビアの教科書は同じ時期にニケジチらセルビア指導部も更迭されたことに触れているが、その扱いは、分量的には「クロアチアの春」と同程度である。なお、クロアチアの教科書はセルビアの事例を取り上げておらず、モンテネグロとスロヴェニアの教科書は両者の事例とも殆ど

取り上げていない(クロアチアの運動に関する言及はある)。ボスニア・ヘルツェゴヴィナの教科書には「クロアチアの春」について「民族的権利の拡大、クロアチア語の平等の承認、財政的・経済的自治を求めた」という簡潔な記述がある。⁵⁰⁾

なお、各国の教科書は一九八〇年代のコソヴォ自治州におけるアルバニア人の運動やその後のセルビア民族主義の高揚(セルビア科学・芸術アカデミーによる「メモランダム」やミロシエヴィチの活動)について詳しく述べているが、ここでは考察の対象としない。

むすびにかえて

これまで見てきたように、各国の歴史教科書は「国民史」に基づくものとなっているため、連邦体制そのものに関しては依然として問題意識が共有されるされているものの、連邦・共和国関係、共和国間関係、民族間関係に関しては、各国の実情(あるいは国益)を反映した形で、取り上げ方や力点が大きく異なっている。例えば、中央集権や一党支配の問題に関してはほぼ共通して批判的な立場がとられているものの、共和国境界の画定や諸民族・共和国の平等といった問題は「国民史」の枠組みでしか描かれず、当事者の間でも問題意識が共有されていない。ナシヨナリズムの抑圧に関する記述に関しては、その傾向がさらに強まっている。むしろ統一的な歴史観をふたたび共有する必然性はないにせよ、相互理解が可能な程度の情報の共有は必要ではないか。継続的な国際会

議における意見交換等を通じて、この問題が多少なりとも解消されることに期待したい。

また、冒頭で述べたように、本稿ではボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、コソヴォの歴史教科書を網羅的に取り上げることとはできなかった。これらを含めてこそ、経済格差や民族対立の問題を俯瞰することができるともある。それらを分析し、より体系的な教科書比較研究を行うことを、継続的な課題としたい。

注

(1) 柴宜弘編『バルカン史と歴史教育』(明石書店、二〇〇八年)もこうした国際会議の成果の一例である。

(2) ユーゴスラヴィア連邦時代は初等教育(小学校)八年制、中等教育(ギムナジウム等)四年制が標準的であったが、現在ではクロアチアとセルビアを除いて初等教育(小学校)九年制に移行しつつある。歴史教科書は初等教育で四冊、中等教育では職業専門学校の場合一冊ないし二冊、ギムナジウムの場合三冊ないし四冊の分冊となっており、原則として時代順に学ぶ形式をとっている。詳しくは、拙稿「クロアチアにおける教育制度の変遷―歴史教育を中心に」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』第六号(二〇〇八年)等を参照。

(3) スティーヴン・クリソルド編(田中一生、柴宜弘、高田敏明訳)『ユーゴスラヴィア史《ケンブリッジ版》』(恒文社、一九八〇年。原著は一九六六年刊行)、二六一頁。

(4) 同、二六四頁。

(5) Goran Mijan, Ivica Miskulin, *Povijest 4: udžbenik povijesti za četvrti razred gimnazije*, Zagreb: Profil, 2009, str. 203-204.

- (9) Miroslav Akmađža, Mario Jareb, Zdenko Radelić, *Povijest 4: udžbenik za 4. razred gimnazije*, Zagreb: Alta, 2009, str. 176.
- (7) Isto.
- (8) Mira Kolar-Dimitrijević, Hrvoje Petrić, Jakaša Raguž, *Povijest 4: udžbenik iz povijesti za 4. razred gimnazije*, Samobor: Meridijani, 2004, str. 194.
- (6) Krešimir Erdelja, Igor Stojaković, *Konaci kroz vrijeme 4: udžbenik povijesti za 4. razred gimnazije*, Zagreb: Školska knjiga, 2009, str. 245.
- (10) Miroslav Akmađža i dr., n. d., str. 189.
- (11) Mira Kolar-Dimitrijević i dr., n. d., str. 225. 『の教科書は多文化の歴史を輝かせるべきだ』という文章題を基に、この教科書が「多文化の歴史」を扱っていることが確認された。
- (12) Krešimir Erdelja i dr., n. d., str. 254-255.
- (13) Kosta Nikolić, Nikola Žutić, Momčilo Pavlović, Zorica Špadijer, *Istorija za III razred gimnazije prirodno-matematičkog smjera i IV razred gimnazije opšteg i društveno-jezičkog smjera*, Beograd: Zavod za udžbenike, 2008, str. 204.
- (14) Isto, str. 208.
- (15) Isto, str. 209.
- (16) Isto, str. 210.
- (17) Hadžija Hadžabić, Edis Dervišagić, Alen Mulić, Vahidin Mehić, *Istorija: udžbenik za osmi razred osnovne škole*, Tuzla: Bosanska knjiga, 2007, str. 137.
- (18) Leonard Valenta, *Historija – Povijest za 8. razred osnovne škole*, Sarajevo: Bosanska riječ, 2007, str. 182.
- (19) Šerbo Rastoder, Radoje Pajović, Zvezdan Folić, *Istorija za četvrti razred gimnazije*, Podgorica: Zavod za udžbenike i nastava sredstva, 2003, str. 237.
- (20) Isto, str. 247.
- (21) Miroslav Akmađža i dr., n. d., str. 168-169.
- (22) Kosta Nikolić i dr., n. d., str. 208.
- (23) Suzana Rajić, Kosta Nikolić, Nebojša Jovanović, *Istorija za 8. razred osnovne škole*, Bograd: Zavod za udžbenike i nastava sredstva, 2005, str. 181.
- (24) Snježana Koren, *Povijest 8: udžbenik za 8. razred osnovne škole*, Zagreb: Profil, 2008, str. 197.
- (25) *Narodnosni i vjerski sastav stanovništva Hrvatske 1880-1991. po naseljima*. 1, Zagreb: Državni zavod za statistiku Republike Hrvatske, 1998, str. 163.
- (26) Kosta Nikolić i dr., n. d., str. 209.
- (27) Leonard Valenta, n. d., str. 174.
- (28) Šerbo Rastoder i dr., n. d., str. 133-134.
- (29) Ervin Dolenc, Aleš Gabrič, *Zgodovina 4: učbenik za 4. letnik gimnazije*, Ljubljana: DZS, 2002, str. 213-216.
- (30) Isto, str. 217-218.
- (31) Božo Repe, *Sodobna zgodovina: zgodovina za 4. letnik gimnazij*, Ljubljana: Modrijan, 2005, str. 213-215.
- (32) Isto, str. 100-106.
- (33) Isto, str. 276-278.
- (34) 『』では「民族体」としたが、通常は「少数民族」と訳されることが多い。ユーゴスラヴィア時代の教科書には「他国では民族体 (narodnost) を少数民族 (nacionalna manjina) と呼ぶ。民族的権利を享受しているなら、多くの場合、我が国では少数民族という概念は用いられない。ユーゴスラヴィア諸民族と民族体の構成員は平等だからである」(Dragutin Pavičević, Filip Potrebia, Rene Lovrenčić, *Čovjek u svom vremenu 3. Udžbenik povijesti za VII. razred osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 1988, str. 194)°。現在の各国教科書でも単に「少数民族」と呼ばれている。
- (35) 条文の邦訳は柴宜弘・中井和夫・林忠行「連邦解体の比較研究—ソ連—ユー

- ゴ・チェコー」(多賀出版、一九九八年)等を参照。
- (36) Goran Miljan i dr., *n. d.*, str. 205.
- (37) Mira Kolar-Dimitrijević i dr., *n. d.*, str. 197.
- (38) Isto, str. 209.
- (39) Isto, str. 203.
- (40) Goran Miljan i dr., *n. d.*, str. 210.
- (41) Kosta Nikolić i dr., *n. d.*, str. 225.
- (42) Isto, str. 227.
- (43) Leonard Valenta, *n. d.*, str. 183.
- (44) 小学校向けの歴史教科書としては、セルビア人地域では Ranko Pejić, *Istorija za 9. razred osnovne škole, Istočno Sarajevo: Zavod za udžbenike i nastavna sredstva*, 2006 (国定教科書) が、クロアチア人地域では Hrvoje Matković, Božo Goluža, Ivica Šarac, *Povijest 8. udžbenik za VIII. razred osnovne škole*, Mostar: Školska naklada, 2003 (シュコルスカ・ナクラダ版)、Miljenko Miloš, *Povijest novoga doba: udžbenik povijesti za 8. razred osnovne škole*, Mostar: Znanje, 2007 (ズナニェ版)等が用いられてきた。とくに現代史に関する部分では、セルビア人地域の国定教科書の最終章は「暴力的な分離とユーゴスラヴィア連邦の崩壊、クロアチアの分離と戦争」「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦争とセルビア人共和国の成立(一九九二〜九五五年)」「新ユーゴスラヴィア連邦の成立、コンヴォの分離主義とNATOの介入」等で構成されているのに対して、クロアチア人地域のズナニェ版の最終章は「独立・主権クロアチア国家の成立(一九九〇年)」「国際的に承認された独立・主権国家としてのクロアチア」「ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける選挙と国際的承認、大セルビアの侵略行為」等で構成されており、両者の立場の違いが顕著に見られる。
- (45) Hadžija Hadžić i dr., *n. d.*, str. 137.
- (46) Goran Miljan i dr., *n. d.*, str. 214.
- (47) Isto, str. 215.
- (48) Isto, str. 215-216.
- (49) Kosta Nikolić i dr., *n. d.*, str. 224.
- (50) Leonard Valenta, *n. d.*, str. 182.